

毎週火、金曜日発行（但休日に
昭和四年四月十五日第三種郵便物
きほ翌日）

鳥取県公報

目次

◇規則 ◇告示

- 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則
県税外収入金を徴収する者の身分を示す証票
の交付
- 滞納処分を行なう者の身分を示す証票の失効
更正予算
- 健康保険法の規定による保険医療機関の指定
健康保険法の規定による保険医及び保険薬剤
師の登録
- 建設業者の登録
- 県税外収入金を徴収する者の身分を示す証票
の失効
- 県税外収入金の滞納処分を行なう者の身分を
示す証票の交付

規 則

母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則をここに
公布する。

昭和三十六年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十八号

母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則

母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則（昭和二
十八年五月鳥取県規則第三十二号）の全部を次のように
改正する。

（目的）

第一条 この規則は、母子福祉資金の貸付等に関する法
律施行令（昭和二十八年政令第六十九号。以下「令」
という。）第十六条の規定に基づき、貸付申請書その
他の書類の様式、その他貸付に関する業務の実施につ
いて必要な事項を定めることを目的とする。

（一時償還等）

第二条 福祉事務所長は、貸付金の貸付を受けた者が母
子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律

第三百五十号) 第八条、第八条の二又は第十条第二号の規定に該当するときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受け、貸付金の全部又は一部につき一時償還の請求を必要と認めるときは、一時償還決定通知書を本人に交付する。

3 知事は、第一項の報告を受け、貸付金納付の必要を認めたとときは、納付決定通知書を本人に交付する。

4 知事は、第一項の報告を受け、鳥取県児童福祉審議会の意見を聞いて将来に向つて貸付金の貸付停止を必要と認めるときは、貸付停止決定通知書を本人に交付する。

(償還金の支払猶予等の決定通知)

第三条 知事は、令第十一条の二第一項による申請につき償還金の支払猶予又は貸付金の償還の免除を認めるときは、償還金支払猶予決定通知書又は償還金免除決定通知書を本人に交付する。

(書類の様式)

第四条 貸付申請書その他の書類の様式は、次の各号のとおりとする。

一 令第二条第一項に規定する貸付申請書 様式第一号

二 令第二条の二第一項に規定する貸付申請書(団体貸付用) 様式第二号

三 令第三条第一項に規定する貸付決定通知書 様式第三号

四 令第三条第二項に規定する貸付不承認決定通知書 様式第四号

五 令第四条第一項に規定する借用書 様式第五号

六 令第四条第二項に規定する借用書(団体貸付用) 様式第六号

七 令第六条第一項に規定する氏名、住所変更届 様式第七号

八 令第六条第二項に規定する名称(氏名)所在地(住所)変更届 様式第八号

九 令第七条第二項に規定する休学届 様式第九号

十 令第七条第二項に規定する復学届 様式第十号

十一 令第八条第二項に規定する増額申請書 様式第十一号

十二 令第九条第一項に規定する辞退申出書 様式第十二号

十三 令第九条第一項に規定する減額申出書 様式第十三号

十四 令第十一条第四項に規定する継続貸付申請書 様式第十四号

十五 令第十一条第五項に規定する資格喪失届 様式第十五号

十六 令第十一条第五項但し書に規定する死亡届 様式第十六号

十七 令第十一条の二第一項に規定する支払猶予申請書 様式第十七号

十八 令第十一条の二第一項に規定する償還免除申請書 様式第十八号

十九 第二条第二項に規定する一時償還決定通知書 様式第十九号

二十 第二条第三項に規定する納付通知書 様式第二十号

二十一 第二条第四項に規定する貸付停止決定通知書 様式第二十一号

二十二 第三条に規定する償還金支払猶予決定通知書 様式第二十二号

二十三 第三条に規定する償還金免除決定通知書 様式第二十三号

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

00813

00813

鳥取県母子福祉資金として 資金を借り入れたいので関係書類を添付の上表記のとおり申請します。

昭和 年 月 日

貸付申請者 ㊦

表記の借入について連帯に債務を負担することを保証します。

保証人 ㊦

鳥取県知事 氏 名 殿

(福祉事務所長の意見) 適 ・ 否

昭和 年 月 日

福祉事務所長 ㊦

添付書類

- 1 戸籍抄本(但し配偶者の死亡又は離婚及び扶養児童の明記にあるものに限る)
- 2 内縁、生死不明、遺棄、海外在留、精神身体障害、拘禁、未婚を証明する書類
- 3 技能習得資金、修学資金又は修業資金の貸付を申請する者は学校又は技能習得する機関の証明書
- 4 支度資金の貸付を申請する者は就職先の証明書
- 5 住宅補修資金の貸付を申請する者は補修計画書

(注 意)

- 1 この申請書は返しません
- 2 貸付申請者及び保証人の印鑑は印鑑届のしてあるもの又は印鑑届をしようとするものを使用すること
- 3 ※印欄には記入する必要はないこと
- 4 貸付金の種類欄には借受けようとする資金の名称を記入する
- 5 貸付期間欄には技能習得資金、生活資金、修学資金又は修業資金を借受けようとする場合のみ記入すること
- 6 償還方法及び期間欄は年賦、半年賦又は月賦の方法について希望するものを○で囲み償還期間を記入すること
- 7 児童欄には支度資金、修学資金又は修業資金を借受けようとする場合のみ記入すること
- 8 家庭欄には借受人が現に扶養している児童その他の家族について記入すること
- 9 貸付を受けようとする事由返済の財源及び事業計画の各欄には具体的に記入すること
- 10 他の借入金の状況欄にはその機関からの借入金及びこの法律による他の借入金の借入の状況を記入すること
- 11 高等学校に就学している児童が引続いて大学に進学する場合継続して修学資金の貸付を受けようとするときは備考欄にその旨を記入すること

(様式第一号)

母子福祉資金貸付申請書

鳥取県	受付※ 年月日	受付※ 番号	貸付決定※ 年月日	決定※ 番号
貸付金の種類	資金		※資金の種類	決定金額 円(月額 円)
申込金額			貸付期間 自 至	
貸付期間			返還方法	
償還方法及び期間	年賦 半年賦 月賦	自 至 年 月 月	償還期間 自 至	
据置期間			※備考 (児童福祉審議会 の意見)	
氏名	申 請 者	収入月 円		児 童
生年月日		年 月 日生 満 才		氏 名 男 女
住 所				年 月 日生 満 才
本 籍				申請者との続柄
職業、技能習得機関			修学又は修業先の名称	
配偶者の状況	(氏名)	正式結婚、内縁、未婚、死亡、離婚、生死不明 遺棄、海外在留、精神身体障害者、拘禁 (同上事由発生年月日) 年 月 日		
家庭の状況	続柄 氏名 満年齢 職業 収入	他の借入金の状況		
保証人の状況	(氏名)	年 月 日 満 才 (申請者との関係)		
	(住所)			
貸付を受けようとする理由	(職業)	(収入)	円	主な資産 主な負債 円 円
				備考
返済の財源				
現在の事業又は借入後の事業計画	(種類) (経年) (験数)	年 月	(内 容)	

住居並びに家族の状況
配偶者及び扶養に
受ける者ないしは
貸付される者の子
とすることを定めて
氏名及び住所並びに
住所を記載する

昭和三十六年 月 日 現在

使途の計画
及び資金の
運用の概況
を要する
貸付を受ける
者の氏名
住所及び
住所を記載
する

物件別	土地		建物		附帯設備		什器備品		有価証券		預金、現金		その他	
	数量	評価額	数量	評価額	数量	評価額	数量	評価額	種類	数量	評価額	種類	数量	評価額
基本財産	数量	評価額	数量	評価額	数量	評価額	数量	評価額						
運用財産	数量	評価額	数量	評価額	数量	評価額	数量	評価額						
負債	内訳		鳥取県母子福祉資金借入金		その他の借入金		未払金その他							
資産	金額		円		円		円		円		円		円	
資産	総額		円		円		円		円		円		円	
正味資産額 (資産総額 - 負債)														

償還年次	償還金充当財源の調達方法
1 (昭和 年)	
2 (昭和 年)	
3 (昭和 年)	
4 (昭和 年)	

鳥取県母子福祉資金として 資金を 年間借用いたしたく
別紙関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日
主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者職氏名
鳥取県知事 氏 名 殿

(注意)

- ※印欄には記入しないこと。
- 「資金の種類」欄には借り受けようとする資金の名称を記入すること。
- 「償還の方法及び期間」欄には希望するものを○で囲み償還期間を記入すること。
- 「家庭の状況」欄には事業に使用される者が現に扶養している児童及びその他の家族について記入すること。

- 5 「資産の状況」欄の記入については
 - (1) 基本財産、運用財産における評価額を記入すること。
 - (2) 「負債」欄の「その他の借入金」については借受先、償還方法を明らかにした書面を別途添付すること。
 - (3) 「資産総額」には基本財産及び運用財産の評価額の合計額を記入すること。
 - (4) 「正味資産額」欄には資産額から負債合計額を差引いた額を記入すること。
- 6 「貸付を受けようとする事業の概要及び資金の使途についての計画」については事業場の構造面積、事業内容、事業費総額、貸付金の使用目的等について具体的に記入すること。
- 7 償還計画については、その調達方法をできるだけ具体的に記入し、償還が可能であることを明らかにすると。
- 8 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - ① 法人の登記簿謄本
 - ② 定款又は寄附行為
 - ③ 理事のうち配偶者のない女子及び貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち法に定める配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者についてはその事業を証明するに必要な書類（母子相談員の証明等。）
 - ④ 「その他借入金」の状況を明らかにした書類
 - ⑤ 当該法人の行なう全事業の前会計年度における収支計算書
 - ⑥ その他知事が必要と認める場合には関係書類の提示又は提出を求めることがあること。
- 9 この申請書は返しません。

(様式第三号)

貸付決定番号 経由
 年度号

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏

名 印

市町 郡村

氏 名 殿

母子福祉資金貸付決定通知書

先般申請の母子福祉資金は左記のとおり貸付することに決定したので通知する。おつて本通知書受領後十日以内に同封の借用書に必要事項を記入なつ印し〇〇福祉事務所に提出されたい。

記

区 分	事 項
貸付資金の種類	資 金
貸付金額	金 円也 (月額) 年 (円分)
貸付期間	自 至
償還期間	自 至
償還方法	賦償還一回 円宛

(様式第四号)

第 号 (経由)

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏

名 印

市郡 村

氏 名 殿

母子福祉資金貸付不承認決定通知書

先般申請の母子福祉資金 (

資金) は貸付不承認と決定しましたので通知します。

(様式第五号)

貸付決定番号

年 経 由
号 度 由

母子福祉資金借用書

資金の種類	借用	利子	貸付期間 自 至	償還期間	償還方法
	総額				
	円也	年三分			賦償還一回 円宛

鳥取県知事 氏 名 殿

上記のとおり借用します。

ついでに母子福祉資金の貸付等に関する法律及びこれに基づく命令等に定めるところに誠実に従い相違なく償還します。

昭和 年 月 日

住所 借主 氏 名 印
住所 借主 氏 名 印
住所 借主 氏 名 印
住所 保証人 氏 名 印

注 意

- 1 母子福祉資金貸付決定通知書受領後10日以内に本借用書が提出されないときは不用と認め取消の処分をします。
- 2 借主及び保証人の印鑑証明を貼付すること。
- 3 支度資金、修学資金、修業資金を借受ける場合は母と本人が借主となること。

(様式第七号)

貸付決定番号
経由
 年度
 号

住所名 変更 届

次のとおり を変更しましたからお届けします。

一 新氏名(住所)

二 旧氏名(住所)

昭和 年 月 日

母住所

氏

名 印

鳥取県知事 氏 名 殿

(様式第八号)

貸付決定番号
年度
 号

事務所名称(氏名) 変更 届
 事務所所在地(住所)

次のとおり を変更しましたからお届けします。

一 新事務所名称(氏名)
 事務所所在地(住所)

二 旧事務所名称(氏名)
 事務所所在地(住所)

昭和 年 月 日

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者 職

名 印

鳥取県知事 氏 名 殿

(様式第六号)

貸付決定番号
年度
 号

母子福祉資金借付書(団体貸付用)

資金の種類	借付金額	利率	償還期間	償還方法
	金 円也	年 五 分		

鳥取県知事 氏 名 殿

上記のとおり借付します。
 ついては、母子福祉資金の貸付等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い相違なく償還します。

昭和 年 月 日

主たる事務所の所在地
 法人の名称

代表者 職 氏 名 印

(連帯借主)
 住所 氏 名 印

注 意

- 母子福祉資金貸付決定通知書受領後1.0以内に本借付証書が提出されないときは不用と認め取消の処分をします。
- 連帯借主には理事全員の住所、氏名なつ印を要すること。
- 借主及び連帯借主の印鑑証明を貼付すること。
- 法人の登記簿謄本を貼付すること。

(様式第十一号)

貸付決定番号 経由 年度 号

母子福祉資金貸付増額申請書

次のとおり 資金の貸付を増額することを願います。

- 1 増額金額
- 2 増額期日 昭和 年 月分から
- 3 増額事由

昭和 年 月 日

住所

氏

右連帯して債務を負担します。

住所

保証人氏

鳥取県知事氏

名 殿

名 印

名 印

(様式第十二号)

貸付決定番号 経由 年度 号

母子福祉資金貸付辞退申出書

次のとおり 資金の貸付を辞退したいので申し出ます。

- 1 貸付金の総額
- 2 貸付金受領済額
- 3 貸付辞退期間
- 4 事由

自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 簡月分金 円也

昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 日分

住所

氏

住所

氏

鳥取県知事氏

名 殿

名 印

名 印

(様式第九号)

貸付決定番号 経由 年度 号

休 学 部 科 年

大学(学校) 氏 氏 氏 氏

名

次のとおり休学しましたからお届けします。

- 1. 休学期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日

- 2 事由

- 3 貸付金受領済額 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

住所

氏

鳥取県知事氏

名 殿

名 印

名 印

左のとおり休学を許可したことを証明します。

昭和 年 月 日

大学長(学校長)氏

名 印

(様式第十号)

貸付決定番号 経由 年度 号

復 学 部 科 年

大学(学校) 氏 氏 氏 氏

名

次のとおり復学しましたからお届けします。

- 1 復学年月日 昭和 年 月 日

- 2 休学期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

住所

氏

鳥取県知事氏

名 殿

名 印

名 印

右のとおり復学したことを証明します。

昭和 年 月 日

大学長(学校長)氏

名 印

(様式第十三号)

貸付決定番号 経由年度号

母子福祉資金貸付減額申出書

次のとおり 資金の減額を申し出ます。

1 減額金額(現在) 円(月額)母子人 円(月額)母子人 円(月額)母子人 円(月額)母子人

2 減額期日 昭和 年 月 分から

3 事由

昭和 年 月 日

住所

氏名

鳥取県知事 氏名殿

(様式第十四号)

貸付決定番号 経由年度号

母子福祉資金継続貸付申請書

現在私は母子福祉資金の貸付等に関する法律による資金の貸付を受けておりますところ、このたびの事由により借受資格喪失となりますが施行令第十一條第四項の規定により本資金の継続貸付を受けたいので申請します。

事由

貸付決定金額及期間 円 自昭和 年 月 至昭和 年 月

借受人住所 氏名

後見人住所 氏名

保証人住所 氏名

右の者が継続して貸付を受けることを同意します。

昭和 年 月 日

保証人住所 氏名

保証人住所 氏名

鳥取県知事 氏名殿

印

印

印

印

注意 保証人は借用書に記載されたものと同一人であること。県に提出の際二部提出のこと。

(様式第十五号)

貸付決定番号 経由年度号

母子福祉資金の借主資格喪失届

資金の貸付を受けていましたが次の事由が発生し、母子福祉資金の借主としての資格を喪失しましたのでお届けします。

事由及び発生年月日

昭和 年 月 日

住所

氏名

氏名

鳥取県知事 氏名殿

(様式第十六号)

貸付決定番号 経由年度号

死亡届

右の者の為昭和 年 月 日死亡しましたので戸籍抄本を添えてお届けします。

昭和 年 月 日

大学(学校) 部 科 年

氏名

氏名

保証人住所

氏名

氏名

鳥取県知事 氏名殿

印

印

(様式第十七号)

貸付決定番号 経由 年度 号

母子福祉資金支払猶予申請書

次のとおり 資金の償還金支払を猶予願います。

- 1 貸付金の総額
- 2 償還未済額
- 3 猶予期間及び昭和年月から昭和年月まで 第 回分金 円
- 4 事由 昭和 年 月 日

住所

氏 名 ㊦

連帯借主住所

氏 名 ㊦

鳥取県知事 氏 名 殿

備考(1)事由欄には事由の発生年月日、原因、現状など詳細に記入のこと
(2)疾病、負傷については医師の診断書を、災害については、市町村長の証明書を添付のこと。

(様式第十八号)

貸付決定番号 経由 年度 号

母子福祉資金償還免除申請書

次のとおり 資金の償還金を免除願います。

- 1 貸付金の総額
- 2 償還金未済額
- 3 免除を受けようとする額
- 4 事由 昭和 年 月 日
- 5 連帯借主及び保証人の支払能力の有無

住所

氏 名 ㊦

連帯借主住所

氏 名 ㊦

保証人住所

氏 名 ㊦

鳥取県知事 氏 名 殿

備考 事由欄には、死亡にあつては市町村長の証明書、心身障害書にあつては医師の診断書を添付のこと。

(様式第十九号)

貸付決定番号 経由 年度 号

母子福祉資金貸付金一時償還決定通知書

住所

氏 名

貴殿に対しては 資金を貸付けたが次の事実は、母子福祉資金の貸付等に関する法律第八條第○号の規定に該当するので一時償還せられたい。

事実

記

既に貸付けた金額

償還金額

償還年月日

償還場所

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 ㊦

(様式第二十号)

貸付決定番号 経由 年度 号

母子福祉貸付金納付決定通知書

住所

氏 名

貴殿に対しては 資金を貸付けたが次の事実は、母子福祉資金の貸付等に関する法律第八條の二第一項の規定に該当するので左記により納付せられたい。

事由

記

既に貸付けた金額

納付すべき金額

納付方法 別紙納付書によること。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 ㊦

(様式第二十一号)

貸付決定番号 経由年度号

母子福祉資金貸付停止決定通知書

住所

氏名

貴殿に対しては昭和 年 月 日から資金の貸付を行つて来たが次の事実が母子福祉資金の貸付等に関する法律第十条第 号の規定に該当するので

月分から停止する。

なお、既に貸付けた資金の据置期間は母子福祉資金の貸付等に関する法律施行令第十四条の規定により貸付停止後六箇月を経過するまでとする。

事由

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

(様式第二十二号)

貸付決定番号 経由年度号

母子福祉資金償還金支払猶予決定通知書

住所

氏名

昭和 年 月 日申請の 資金の償還金の支払を次のとおり猶予する。

調定回数	金額	従来償還期日	償還金支払猶予期間
回	円	昭和 年 月 日	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

(様式第二十三号)

貸付決定番号 経由年度号

母子福祉資金償還金免除決定通知書

申請人住所

氏名

昭和 年 月 日申請の 資金の償還金を次のとおり免除する。

1 借受人住所氏名

2 貸付金総額

3 免除する金額

4 事由

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

告 示

鳥取県告示第二百八十九号

督促手数料及び延滞金等徴収規則(昭和二十七年十二月鳥取県規則第三百号)第十二条の規定に基づき、県税外収入金を徴収する者の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和三十六年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職 名 氏 名 番号 交付年月日

事務吏員 楠 秀夫 二三四 昭和三十六年五月十六日

山根 和麿 二三五

森 源蔵 二三六

米田 勝政 二三七

福島 治 二三八

後谷 博 二三九

松田 景好 二四〇

梅木 一夫 二四一

〃	上山	雄吉	二四二	〃
〃	生田	比	二四三	〃
〃	岩田	茂雄	二四四	〃
〃	三輪	武雄	二四五	〃
〃	山本	益治	二四六	〃
〃	門田	隆造	二四七	〃
〃	藤田	堯通	二四八	〃
〃	国本	康夫	二四九	〃
〃	事務職員	竹田 幸人	二五〇	〃
〃		植木 嘉雄	二五一	〃
〃	事務吏員	高橋 金一	二五二	〃

鳥取県告示第二百九十号

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第三百三号）第十二条の規定に基づき交付した次の滞納処分を行なう者の身分を示す証票については、資格消滅により効力を失つた。

昭和三十六年五月十九日

職名	氏名	番号	消滅年月日
事務吏員	牧田 利雄	一六三	昭和三十六年四月十日
〃	野口 享	一八一	〃
〃	川上 静雄	二〇一	〃
〃	沢田 豊	二〇四	〃
〃	森 教治	二一五	〃
〃	松本 武二	二一六	〃
〃	柿坂 儋古	二二四	〃
〃	佐伯 伴三	二三〇	〃

鳥取県告示第二百九十一号

昭和三十六年四月臨時県議会で四月二十七日議決された専決処分に基づく昭和三十五年鳥取県歳入更正予算は、次のとおりである。

昭和三十六年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和35年度鳥取県歳入更正予算

歳入	歳入	今回追加(更正)予算額		
款	項	科	目	十円
3	地方交付税		△	10,000
12	地方交付税		△	10,000
1	県	債		10,000
1	県	債		10,000
歳入合計				

鳥取県告示第二百九十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十六年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名	称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
森本歯科医院		倉吉市明治町	歯科	森本 郁雄	〃	三、一四
気高町国民健康保険浜村診療所		気高郡気高町勝見	内科	気高町長 田中政雄	昭和三六、四、七	乙ノ二

鳥取県告示第二百九十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十六年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号及び番号 登録年月日

内田 利高 米子市祇園町二丁目 鳥医八四七 昭和三六、五、一六

福岡 実 〃 西町三六 〃 八四八 〃

住田 導彦 〃 東倉吉町 鳥葉一三〇 〃

鳥取県告示第二百九十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 名 称 主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘要

鳥取県知事登録 昭和三十六年 中 野 組 岩美郡国府町大字麻生三六の二 中野 義晴 土木工事
（一）第二一五号 五月八日

〃 第三七八号 〃 五月七日 （有）坂尾建設所 八頭郡用瀬町大字用瀬 坂尾 義男 建設工事

鳥取県告示第二百九十五号

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第百三号）第十二条の規定に基づき交付した次の県税外収入金を徴収する者の身分を示す証票については、資格消滅により効力を失つた。

昭和三十六年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職 名	氏 名	番 号	消 滅 年 月 日
事務吏員	牧田 利雄	一六三	昭和三十六年四月十日
〃	野口 亨	一八一	〃
〃	川上 静雄	二〇一	〃
〃	沢田 豊	二〇四	〃
〃	森 教治	二一五	〃
〃	松本 武二	二一六	〃
〃	柿坂 備古	二二四	〃
〃	佐伯 伴三	二三〇	〃

鳥取県告示第二百九十六号

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第百三号）第十二条の規定に基づき、県税外収入金の滞納処分を行なう者の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和三十六年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職 名	氏 名	番 号	交 付 年 月 日
事務吏員	楠 秀夫	二三四	昭和三十六年五月十六日
〃	山根 和磨	二三五	〃
〃	森 源蔵	二三六	〃
〃	米田 勝政	二三七	〃
〃	福島 治	二三八	〃
〃	後谷 博	二三九	〃
〃	松田 景好	二四〇	〃
〃	梅木 一夫	二四一	〃
〃	上山 雄吉	二四二	〃
〃	生田 比	二四三	〃

事務職員	岩田 茂雄	二四四
三輪 武雄	二四五	
山本 益治	二四六	
門田 隆造	二四七	
藤田 堯通	二四八	
国本 康夫	二四九	
竹田 幸人	二五〇	
植木 嘉雄	二五一	
高橋 金一	二五二	

昭和四年四月十五日第三種郵便

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
 定価 一月極取 二〇円(送料共)